

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、生駒市、田原本町、吉野町及び十津川村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十九年九月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

生駒市

田原本町

吉野町

十津川村

二 調査を行った期間

生駒市 平成二十七年六月二十六日から平成二十八年九月三十日まで

田原本町 平成二十七年七月十五日から平成二十八年九月二十九日まで

吉野町 平成二十四年九月三日から平成二十六年三月二十六日まで

十津川村 平成二十五年九月十日から平成二十八年六月二十七日まで

三 成果の名称

生駒市（鹿畑町、上町及び高山町の各一部）の地籍図及び地籍簿

田原本町（大字多の一部）の地籍図及び地籍簿

吉野町（大字新子の一部）の地籍図及び地籍簿

十津川村（大字野尻の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

生駒市鹿畑町、上町及び高山町の各一部の地域

磯城郡田原本町大字多の一部の地域

吉野郡吉野町大字新子の一部の地域

吉野郡十津川村大字野尻の一部の地域

五 認証年月日

平成二十九年八月十六日